

# 特定求職者雇用開発助成金

## 1. 特定就職困難者雇用開発助成金

就職が難しい高齢者や障害者等を雇い入れた場合に、原則として雇い入れ後1年間の給与(1)の3分の1～4分の1(2)を支給する制度です。

- 1 雇い入れた方に実際に支給する給与ではなく、確定保険料を元にした事業所全体の平均給与に対して助成額が決められます。
- 2 雇い入れた方によっても支給率が変わってきますが、原則として中小企業は3分の1、大企業は4分の1となります。

### 主な支給要件

職安又は一定の人材紹介会社(雇用関係給付金取扱事業者と言います)の紹介により、以下に掲げる者を雇用保険の一般被保険者(1年以上引き続き雇用の見込み)として雇い入れること。

対象者	年齢制限	労働時間の制限
高齢者	60歳以上65歳未満	週20時間以上
重度障害者	/	
障害者		
母子家庭の母		
その他の就職困難者	45歳以上65歳未満	

母子家庭のお母さんは活用しやすいのでは？

最近、会社都合の解雇(希望退職等のいわゆるリストラも含む)をしていないこと。

原則として、紹介を受けた日に勤務している者(=雇用保険の被保険者)の雇い入れでないこと。

## 2. 緊急就職支援者雇用開発助成金

再就職援助計画(3)の対象者を雇い入れた場合に、雇い入れ後6ヶ月間の給与の3分の1～4分の1を支給する制度です。

- 3 リストラ等を実施するにあたり、離職前の事業主が個々の労働者の再就職の援助をするべく作成する計画です。

### 主な支給要件

再就職援助計画の対象者である45歳以上60歳未満の者を雇用保険の一般被保険者(1年以上引き続き雇用の見込み)として雇い入れること。

最近、会社都合の解雇(希望退職等のいわゆるリストラも含む)をしていないこと。

上記1と異なり、紹介要件はありません！

### アドバイス

平成13年10月から、当助成金は2つの助成金から構成されることとなっています。ただし、特定の労働者の雇い入れによって助成金の受給可否が決まってくるという基本的な考え方は変わっていませんので、当助成金を受給するのであれば、求人の際に、職業におけるスキルや年齢といった要素だけでなく、「助成金の対象となる方を探している」という事もしっかりと窓口で伝えるようにしましょう。